

球磨村告示第41号

令和6年第8回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月2日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年9月9日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

9月12日に応招した議員

同 上

9月13日に応招した議員

〃

9月17日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和6年 第8回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和6年9月9日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 一部事務組合議会報告
日程第4 議会運営委員会委員の選任について
日程第5 報告第6号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第6 認定第1号 令和5年度球磨村一般会計決算の認定について
日程第7 認定第2号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第8 認定第3号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第9 認定第4号 令和5年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
日程第10 認定第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
日程第11 議案第43号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第13 議案第45号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
日程第14 議案第46号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第15 議案第47号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
日程第16 議案第48号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
日程第17 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 一部事務組合議会報告
日程第4 議会運営委員会委員の選任について
日程第5 報告第6号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第6 認定第1号 令和5年度球磨村一般会計決算の認定について

- 日程第7 認定第2号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第8 認定第3号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第9 認定第4号 令和5年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
日程第10 認定第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
日程第11 議案第43号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第13 議案第45号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
日程第14 議案第46号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第15 議案第47号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
日程第16 議案第48号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
日程第17 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君 | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|----------|----------|
| 局長 假屋 昌子 | 書記 犬童 和成 |
|----------|----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 村長 ----- 松谷 浩一君 | 副村長 ----- 上薨 宏君 |
| 教育長 ----- 森 佳寛君 | 政策審議監 ----- 田中真一郎君 |
| 代表監査委員 ----- 日隠 啓一君 | 総務課長 ----- 境目 昭博君 |
| 復興推進課長 ----- 大岩 正明君 | 税務住民課長 ----- 蔵谷 健君 |
| 保健福祉課長 ----- 友尻 陽介君 | 産業振興課長 ----- 高永 幸夫君 |

農業委員会事務局長 …… 木屋 正行君 建設課長 …………… 毎床 公司君
会計管理者 …………… 松舟 祐二君 教育課長 …………… 毎床 貴哉君

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第8回定例会が招集されましたところ、定員に達しておりますので、ただいまから令和6年第8回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、6月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、6月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、板崎壽一君にその報告をお願いします。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。6月定例議会以降の例月出納検査の結果についてご報告を申し上げます。

令和6年5月、6月、7月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、5月分の結果報告において指摘した事項に対する、村長からの監査員への回答も添付しております。数字等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、4番、板崎壽一君、5番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合の議会の報告をいたします。

令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和6年8月21日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、19番、山江村の本田りか議員、20番、球磨村の田代利一議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、田代利一議会運営委員長からの報告の後、会期を8月21日の1日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第5号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第5号について執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決をされました。

日程第5、認定第1号については、会計管理者から補足説明を受け、続けて代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、委員を8名とする令和5年度決算特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

新たに追加日程第1、令和5年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、委員に人吉市牛塚孝浩議員、同じく、人吉市西信八郎議員、錦町の早田和彦議員、湯前町の西靖邦議員、水上村の杉野貴文議員、相良村の中村重道議員、五木村の田山淳士議員、あさぎり町の皆越てる子議員の8名が選出され、議長から指名をされました。直ちに、第1回令和5年度決算特別委員会が開催をされ、委員長に人吉市牛塚孝浩議員、副委員長に水上村の杉野貴文議員が互選され、議長から報告をされました。

日程第6、発議第1号新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議では、提出者のあさぎり町山口和幸議員から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決され、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会を設置をされました。委員に組合議員23名が議長から指名をされました。直ちに、第1回新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会が開催され、委員長にあさぎり町の山口和幸議員、副委員長に人吉市の西信八郎議員が互選さ

れ、議長から報告をされました。

日程第7、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会令和5年度決算特別委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の各委員長から申出書が提出され、申し出のとおり了承をされました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することが決定され、全ての審議を終了し、閉会をいたしました。

以上、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。消防組合から報告をいたします。

今回の報告は6月に第2回と、8月に第3回の臨時会が開かれましたので、第2回、第3回と続けて報告をさせていただきます。

まず、令和6年6月24日、人吉下球磨消防組合消防本部議場において開かれました令和6年6月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。令和6年6月24日、1日間と決定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、2番、平田清吉議員（人吉市選出）、3番、西孝恒議員（山江村選出）を指名されました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本年3月に人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する条例の全部が改正されることに伴い、本条例の施行を改めることが必要であるため、改正を提案するものです。原案可決いたしました。

日程第4、議案第2号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について。歳入歳出予算の総額にそれぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,068万9千円とするもので、原案を可決いたしました。増減の内訳につきましては、配付してある資料でご確認いただきたいと思います。

日程第5、報告第1号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越計算書の報告について。令和5年度から令和6年度までの継続期を消防指令業務共同運用に伴う上球磨消防組合への負担金について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

日程第6、報告第2号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。令和5年度水槽付き消防ポンプの自動車整備事業、人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建設基本設計業務委託及び庁舎建設計画地測量設計業務委託に関わる経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありました。令和6年3月1日に第14回目、4月19日に第15回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催した概要について報告があり、今後議会閉会中においても必要に応じ、特別委員会を開催することを確認し、閉会をいたしました。

以上で、6月の臨時議会の報告を終わりたいと思います。

引き続き、第3回の報告をいたします。

令和6年8月19日、人吉下球磨消防組合消防本部議場において開かれました令和6年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議結果を報告をいたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定では、令和6年8月19日、1日間と決定をいたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、4番、竹田農利人議員（錦町選出）、5番、東純一議員（球磨村選出）を指名されました。

日程第3、議案第1号財産の取得について。中央署高規格救急自動車整備事業に伴い、人吉下球磨消防組合会議の議決に付すべき規約及び財産の取得について、または処分に関する条例の規定に基づき、決議を願うもので原案可決いたしました。

日程第4、議案第2号人吉球磨消防組合消防指令協議会の設置について。地方自治法第252条の2の第2、1項の規定に基づき、上球磨消防組合及び人吉下球磨消防組合が両組合管轄区域内における災害通報の受信、出動の指令、通信の統制、情報の収集伝達等の事務を共同して管理及び施行するために、令和6年10月1日から人吉球磨消防指令事務協議会を設置することについて、同条第8項の規定に基づき、議会の議決を願うもので、原案可決いたしました。

日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,937万9千円とするものであります。以上のところで、原案可決いたしました。増減の内訳につきましては、資料を確認していただきたいと思います。

日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありました。令和6年6月24日に第16回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催したその概要について報告がありました。執行部より消防本部中央消防署庁舎建設について、5月15日に建設計画地の測量設計業務と建築基本設計業務の完了検査が終了したその概要が報告がありました。

最後に、前回委員から消防啓発の目的とした体験施設等の設置について助成制度はあるのかの質疑に対し、補助はあるものの今回の設計には有効敷地面積確保、整備費用、ランニングコスト等を考慮し、設置しないことの回答がございました。

今後、議会閉会中においても必要に応じ、特別委員会を開催することを確認し、閉会をいたし

ました。

以上、人吉下球磨消防組合の議会からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを上程します。

お諮りします。議会運営委員会委員長であった犬童勝則議員の逝去により、欠員となっております。議会運営委員会委員の選任について、球磨村議会委員会条例第7条第2項の規定により、9番、高澤康成君を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はただいま指名しました9番、高澤康成君を選任することに決定しました。

ここで協議のため暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時25分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会委員長及び副委員長については、球磨村議会議員条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。議会運営委員会より委員長及び副委員長の選任について報告がなされておりますので、事務局から朗読させます。議会事務局長、假屋昌子君。

○事務局長（假屋 昌子君） 議会運営委員会より報告を受けておりますので、朗読をいたします。

議会運営委員会委員長に10番、田代利一議員、副委員長に9番、高澤康成議員、以上のとおり報告いたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま事務局から報告のとおりです。議会運営委員会委員長に10番、田代利一議員、副委員長に9番、高澤康成議員が選任されました。

以上で、議会運営委員会選任についてを終わります。

それでは、ここから議案の上程を行います。

日程第5. 報告第6号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（舟戸 治生君） 日程第5、報告第6号令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和6年第8回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第8回定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会では、報告1件、認定5件、議案6件、同意1件を上程させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

まず、上程いただきました報告第6号令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

まず、一般会計に赤字額がある場合の赤字の程度を表す実質赤字比率及び一般会計に特別会計を含めて算定する連結実質赤字比率につきましては、算定の結果該当なしとなっております。

次に、公債費及び公債費に準じるものの額が財政規模に対してどの程度であるか示す実質公債比率につきましては、6.9%となっており、昨年度から0.9ポイント上昇しております。上昇の主な要因は地方債の元利償還金の増加や普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の減少が挙げられます。村債残額のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率につきましては該当なしとなっております。

また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、本村の公営企業である簡易水道特別会計に資金不足はないことから、資金不足比率は該当なしとなっております。

以上の結果から、いずれの比率も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な財政運営がなされていることをご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 報告が終わりましたので、本案件について質疑はございませんか。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第6号についての報告を終わります。

日程第6. 認定第1号 令和5年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第7. 認定第2号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第8. 認定第3号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第9. 認定第4号 令和5年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第10. 認定第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、認定第1号令和5年度球磨村一般会計決算の認定についてから日程第10、認定第5号令和5年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定については、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算認定についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました認定第1号から認定第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの決算につきましては、令和6年7月2日付で監査委員に決算審査をお願いし、詳細に審査され、意見書を提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

各決算の数値は千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号令和5年度球磨村一般会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は105億6,305万7千円、歳出総額は91億8,730万7千円で、歳入歳出差引額13億7,575万円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は5億5,121万3千円となります。

次に、認定第2号令和5年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5億8,820万8千円、歳出総額は5億2,069万4千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,751万4千円となります。

次に、認定第3号令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5,331万2千円、歳出総額は5,331万1千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1千円となります。

次に、認定第4号令和5年度球磨村介護保険特別会計決算の認定でございます。

歳入総額は7億7,387万8千円、歳出総額は6億5,378万9千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億2,008万9千円となります。

最後に、認定第5号令和5年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定でございます。

歳入総額は1億2,472万円、歳出総額は7,400万円で、歳入歳出差引額5,072万円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は2,772万円となります。

一般会計及び各特別会計の内容につきましては、各決算書及び決算審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

なお、決算審査意見書においてご指摘いただいております各事項につきましては、今後は正に努力していく所存でございます。

ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ここで、令和5年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等についての報告を求めます。球磨村代表監査委員、日隠啓一君。

○代表監査委員（日隠 啓一君） おはようございます。ただいま議長から報告を求められました球磨村一般会計及び特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象としましては、令和5年度球磨村一般会計及び各特別会計の歳入歳出の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、併せて財政の健全化判断比率、資金収支比率及び当該比率の算定基準となった事項を対象としたところでございます。

審査は、役場会議室において、令和6年7月22日から8月1日までのうち6日間にわたり実施をいたしました。

審査の方法は、監査基準によるほか、決算書、その他関係諸帳簿、諸書類に基づく係数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、各課から提出があった事業成果等の資料及び決算の数値について関係職員からの説明を聞き、財政運営が適正であったかを審査いたしました。

全般的な審査の結果として、違法、不当な点は見受けられず、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行、収入支出事務の処理及び財産管理につきましても、概ね適正であることを確認をいたしました。

審査意見につきましては、決算審査意見書の中にも詳しく述べているとおりでございますが、決算の概要、併せて審査意見についてご報告をさせていただきます。

まず、令和5年度の一般会計歳入決算額は105億6,305万7千円で、前年度より23億7,640万5千円の増となっています。歳入の財源構成上から見た自主財源と依存財源の構成比率は村税等からなる自主財源が26.69%、国県支出金等の依存財源は73.31%で、前年度と比較すると自主財源が6.57ポイント下がっています。依存財源の比率が減となった主な理由としては、災害復旧に伴う国庫支出金の増によるもので、前年比184.5ポイント、金額にして18億4,561万5千円の増となっています。

また、村債も7億7,540万3千円の増で大きく伸びておりますが、地方交付税におきましては前年比2億404万1千円の減となっています。

収入未済額は1,066万2千円で、昨年度から444万7千円減少しています。村税の未収

金が大幅に減少したのは、滞納者の財産等の調査を行った上での財産差し押さえや時効消滅と併せて職員の徴収努力も認めるところであります。財源基盤の強化を図るためには、自主財源の確保が重要であります。村税等につきましては、負担の公平性、公正性の観点から今後も正確な所得の把握に基づく課税に努められ、確実な収納に取り組まれるようお願いいたします。

なお、善良な納税者の納税意欲を失しないよう、滞納者へは納税に対する理解を求めるとともに、滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。

歳出決算額は9億8,730万7千円で、前年度と比べますと2,316万円の増加、率にして約33.71%増となっております。歳出の内訳としましては、コロナ感染症に伴う費用が減少したものの、渡及び一勝地の災害公営住宅の建設など、災害復旧に関わる経費が増えたことによるものです。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額は1億3,575万円で、翌年度へ繰り越すべき財源8億2,453万7千円を差し引いた実質収支額は5億5,121万3千円で、翌年度へ繰り越されております。

繰越明許費は木造仮設住宅改修事業、小規模住宅地区改良事業、山口地区宅地造成避難路整備事業、農業用施設、園芸用施設、林業用施設、公共土木施設災害復旧事業等にかかる予算などの全28事業で、事故繰越額を含めた翌年度繰越額は2億2,152万2千円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、歳入総額5億8,820万8千円、歳出総額5億2,069万4千円、実質収支額6,751万4千円で、収入未済額が865万円となっており、村税等と同様、徴収努力により94万1千円の減となっております。国保税においても保険者が減少する中、滞納者や未納額の解消に努め、時効による不納欠損につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。

また、国保会計については、村民の健康管理が大きく影響します。関係各課と連携を図り、村民の健康維持と疾病予防対策を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入総額5,331万2千円、歳出総額5,331万1千円、実質収支額613円が翌年度に繰り越されております。

次に、介護保険特別会計では、歳入総額7億7,387万8千円、歳出総額6億5,378万9千円、実質収支額1億2,008万9千円で翌年度へ繰り越されております。

なお、収入未済額が42万6千円となっており、今後においても滞納者や未納額の解消に努め、不能欠損につながらないような対策と事務処理をお願いするものです。

介護保険料につきましては、昨年度の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに伴い、今年度からは被保険者の負担が重くなっています。介護保険料の抑制には、国保事業等と同じく、

健康管理に加えて、要介護状態になることを抑えることが重要であります。現在、提出されております介護予防事業の効果を高め、介護保険事業の安定した推進を求めます。

最後に、簡易水道特別会計では、歳入総額1億2,472万円、歳出総額7,400万円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,300万円を差し引いた実質収支額は2,772万円で、翌年度に繰り越されております。簡易水道事業につきましては、今後施設の維持管理の経費が懸念されますが、安心安全な水を供給するため、さらに安定した運営を望みます。

以上のとおり、全ての特別会計についても黒字をもって繰り越されておりますが、今後、財政運営の厳しさも増すと思われるので、なお一層、経費の節減を図り健全財政に努めていただきたいと思えます。

次に、財産に関する調書につきましては、保有財産、有価証券、支出による権利、債権等は会計管理者及び各課保管の台帳において整備されておりました。

次に、基金運用状態でございますが、その管理については適正かつ効率的になされていることを認めました。5年度は財政調整基金に1億150万8千円、減債基金に5億6,709万6千円の積み増しも行われておりますが、基金の運用はその目的に沿って長期的な財政計画の下、より効率的な運用に努めていただきたいと思えます。

次に、財政運営を総合的に判断する財政関係指数を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支比率は23.1%で、前年度から10.3ポイント下降しております。財政力指数は0.14、財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な比率の経常収支比率は80.8%で、昨年度から3.3ポイント上昇しており、財政の硬直化が進んでいることが伺えます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化比率の指標及び資金不足比率を審査した結果、全ての指標が健全化基準内に入っており、審査の結果、良好であると認められました。

以上のとおり、一般会計、特別会計の財政運営については、全般的に違法、不当な歳入歳出はなく、総合的に見て適正であったことを認めます。

本村は令和2年7月豪雨災害以降、人口減少が加速していましたが、現在は鈍化傾向にあります。しかし、出生児の減少も相まって、人口は依然として減少しています。このような人口減少をどう捉え、村民の福祉の向上、村の活性化につなげるかが大きな課題であります。現在、本村の財政状況は安定した状態とはいえ、今後も自主財源を含めた財源の確保と併せて、常に事務事業の精査を行い、効率的な予算の執行が求められます。令和2年7月に発生した豪雨災害の復旧事業は引き続き進められていますが、近年異常気象ともいえる台風や豪雨等に加えて、地震による自然災害が各地で発生しており、憂慮される事態であります。このような中、未だ自宅の再建中の方々の早期の生活再建と復旧事業を的確に進め、併せて村民一人一人のさらなる福祉の向上

を強く望むものであります。

終わりに、先ほど来申し上げましたように、今後も健全で安定的な財政運営の推進のため、限られた財源の中、村民にとって何が必要かを見極めるとともに、事務事業の無理無駄を省き、将来にわたって魅力と活力ある持続可能な球磨村の実現に取り組まれることを期待します。

以上、報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） ただいま球磨村代表監査委員、日隠啓一君より令和5年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等詳しくご報告いただき、ありがとうございました。日隠啓一君におかれましては、大変ご苦労さまでした。ここで退席をお願いいたします。

お諮りします。本件については、会議規則第39条第1項の規定により、全議員9名を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、全議員9名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

日程第11. 議案第43号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第43号球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第43号球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、本年12月2日に被保険者証が廃止されること等に伴い、罰則に関する規定の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第44号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第44号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の変更は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、本年12月2日に被保険者証が廃止されること等に伴い、規約の整備を行うものでございます。つきましては、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議案の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第13. 議案第45号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

日程第14. 議案第46号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第15. 議案第47号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第16. 議案第48号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第45号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてから日程第16、議案第48号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、4議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第45号から第48号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第45号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。

人件費については、人事異動に伴う費目の組替えと児童手当法の改正に伴い児童手当の増額を行っております。

予算書12ページの財産管理費の公有財産営繕工事は、一勝地交流センターかわせみの雨漏り対策及び球磨清流学園南校舎グラウンド横トイレの浄化槽入替えにかかる工事費を計上しております。

また、情報通信施設管理費では、村情報通信ケーブルの移設等経費について計上しています。

予算書13ページのデジタル田園都市国家構想事業費では、国の地域活性化企業人制度を活用して、三大都市圏に所在する企業から職員を受け入れ、その専門的なノウハウや知見を生かし、村の観光事業の活性化を促進してまいります。

予算書14ページの児童福祉総務費では、国、県の補助金を活用し、設置基準を満たした放課後児童クラブを運営するこがね保育園に対して補助を行うことで、子どもの健全な育成を支援してまいります。

また、児童措置費では、10月から児童手当の支給対象年齢の引き上げ、支給額の変更等の支援拡充が行われることから、児童手当の増額補正を行うとともに、関連経費を計上しております。

次に、林業振興費では、鳥獣の捕獲頭数が年々増加する中、既設の特産処理加工施設では解体加工処理頭数に限りがあることから、その引き上げを図るとともにジビエ加工品の開発や販路拡大につなげるための新たな施設建設に伴う設計費用を計上しております。

また、有害鳥獣捕獲従業者を支援するため、アナグマ捕獲補助額の増額及びカラス捕獲補助の追加や村からの要請により害獣駆除を実施したときに使用した銃弾に対する補助の新設を内容とした有害鳥獣捕獲事業補助金の拡充を行うことで、捕獲しやすい環境を整備してまいります。加えて、害獣の餌場や住み場をなくす生息環境改善の一環として害獣の住処になる恐れのある耕作放棄地等の除草作業や追い払いの実施など、鳥獣被害対策の主体的に取り組む地域を支援するため、餌付け防止対策支援事業補助金を新設し、地域ぐるみの有害鳥獣対策を促進してまいります。

予算書15ページの道路維持費では、村道渡大槻線において災害復旧工事に隣接する法面で崩壊する可能性が高い箇所があるため、法面崩壊対策工事にかかる関係経費を計上しております。また、村道相良橋城山線において、城山側からの山水を山口川へ放流するため、JR肥薩線の線路下に配水管を横断させる工事について、JR九州と協定に基づく負担金を計上しております。

予算書16ページの防災費では、防災学習の日について、去る8月に発生した日向灘沖地震を踏まえて訓練を実施する予定であり、関係経費を計上しております。

次に、事務局費では、球磨清流学園が令和6年度から7年度までの2か年の学校安全教育研究推進校の指定を受けたため、その研究実践を行うための関係経費を計上しております。

また、予算書17ページの保健体育費では、総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金を増額しておりますが、これは中学校部活動の地域移行を図る上で、まず休日部活動の地域移行を進めるため、休日部活動の指導者等への講習が必要となるため、県の補助金を活用して計上しております。

なお、県補助金の一部は5月から採用しております部活動地域移行コーディネーターの人件費へも充当し、財源組み換えを行っております。

歳入につきましては、国、県支出金を事業費や交付決定等に合わせて補正するとともに、地方債や繰越金を追加しております。

なお、地方債は第2表にお示ししておりますとおり、特産処理加工施設設計事業の追加等を行い、補正しております。このようなことから、1億6,414万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ61億6,311万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第46号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた国民健康保険システム改修業務につきまして委託料を増額しております。

歳入につきましては、国民健康保険システム改修の財源として国庫支出金を増額しております。このようなことから、65万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,034万9千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第47号令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、介護予防活動支援事業助成金について、当初の見込みを超える申請がありましたので、増額しております。

また、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金への介護給付費及び地域支援事業費交付金の返還として償還金を増額しております。

歳入につきましては、これらの歳出の財源として繰越金を計上しております。

このようなことから、1,403万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億2,634万9千円としたところでございます。

最後に、議案第48号令和6年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、4月の昇級、昇格により、給料及び手当が増額となりましたので、一般管理費の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、これを繰越金に求めておりますので、増額補正を行っております。このようなことから、34万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,319万8千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第17. 同意第4号 球磨村教育委員会委員の選任同意について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、同意第4号球磨村教育委員会委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました同意第4号球磨村教育委員会委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき4人を選任しております。今回、小川孝徳委員が令和6年11月13日で任期満了となるため、その後任として小川豊明氏を教育委員会委員に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。小川

豊明氏につきましては、福岡県の小学校で管理職を務められ、その後、人吉中央幼稚園の園長を退任後、現在は球磨清流学園の学校運営協議会委員長として本村の教育振興と発展のために情熱をもって積極的に取り組んでいただいております。

また、令和2年7月豪雨災害の語り部としてもご活躍されており、地域の方々からの信頼も非常に厚く、教育委員会委員として最も適任と考えます。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時03分散会
